



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 キ タ ム ラ
代表者の役職 代表取締役 武 川 泉
氏 名 社 長
(コード 2719 : 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理
部 長 菅 原 孝 行
T E L 045 (476) 0777

定款の一部変更のお知らせ

平成 18 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に
関し、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会において、下記のとおり付議
することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 29 日

2. 定款の一部変更の趣旨及び目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこ
とに伴い、書面による取締役会決議、参考書類等のインターネット開示等の
各制度を採用するために必要な変更を行うとともに、会社法に基づく株式会
社として必要な規程の新設、削除並びに所要の文言の整備等を行うものであ
ります。

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線_____は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (新設)	第1章 総則 <u>第4条 (機関の設置)</u> 当会社は株主総会および取締役会のほか、監査役、監査役会および会計監査人を置く。 <u>第5条 (公告方法)</u> (現行どおり) 第2章 株式
第4条 (公告の方法) (条文省略) 第5条 (発行する株式の総数) 当会社の <u>発行する株式の総数</u> は 1,980万株とする。 (新設)	第6条 (発行可能株式総数) 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は4,980 万株とする。 <u>第7条 (株券の発行)</u> 当会社は株式にかかる株券を發 行する。 (削除)
第6条 (自己株式の取得) 当会社は商法第211条ノ3第1項第 2号の規定により、取締役会の決 議をもって自己株式を買受けるこ とができる。 第7条 (1単元の株式数) 当会社の <u>1単元の株式の数</u> は100株 とする。 第8条 (単元未満株券の不発行) 当会社は、 <u>1単元の株式の数</u> に満 たない株式（単元未満株式とい う。以下同じ。）にかかる株券 を発行しないものとする ただし、取締役会において定める 株式取扱規程が定めるところにつ いてはこの限りではない。	第8条 (単元株式数) 当会社の <u>単元株式数</u> は100株とす る。 第9条 (単元未満株券の不発行) 当会社は単元未満株式にかかる 株券を発行しないものとする。 ただし、取締役会において定める 株式取扱規程が定めるところにつ いてはこの限りではない。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>第10条 (単元未満株式についての権利)</u></p> <p>当会社の株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>第11条 (単元未満株式の買増し)</p> <p>当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は取締役会において定める株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨</u>を当会社に請求することができる。ただし、請求時に当会社が売渡すべき数の自己株式を保有していない場合は、この限りではない。</p>
第9条 (単元未満株式の買増し)	

現 行 定 款	変 更 案
第10条 (株式取扱規程) 当会社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	第12条 (株式取扱規程) 当会社の株券の種類ならびに株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。
第11条 (名義書換代理人) 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。 3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、株券喪失登録、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ当会社においてはこれを取扱わない。	第13条 (株主名簿管理人) 当会社は株主名簿管理人を置く。 (削除) (削除)
第12条 (基準日) 当会社は毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定期株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 前項のほか、必要ある場合には取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を設けることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会 (新設)</p>	(削除)
<p>(新設)</p> <p>第13条 (招集) 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。</p> <p>第14条 (招集者および議長) (条文省略)</p> <p>第15条 (決議の方法) (条文省略)</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p><u>第14条 (基準日)</u> 当会社は毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。</p> <p><u>第15条 (招集地)</u> 当会社は高知県または神奈川県で株主総会を開催する。</p> <p><u>第16条 (招集の時期)</u> 定時株主総会は毎年6月にこれを招集する。</p> <p><u>第17条 (招集権者および議長)</u> (現行どおり)</p> <p><u>第18条 (決議の方法)</u> (現行どおり)</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定による決議は議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p><u>第19条 (参考書類等のインターネット開示)</u> 当会社は株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条 (議決権の代理行使)</p> <p>当会社の株主は代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は当会社の議決権ある他の株主に限る。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第20条 (議決権の代理行使)</p> <p>当会社の株主は代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は当会社の議決権ある他の株主<u>1名</u>に限る。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第17条 (議事録)</p> <p>株主総会の議事は、その経過の要領および結果<u>を議事録に記載し、議長ならびに出席取締役が記名捺印する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第21条 (議事録)</p> <p>株主総会の議事は、その経過の要領および結果<u>ならびにその他法令で定める事項を、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第18条 (員数)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第22条 (員数)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第19条 (取締役の選任)</p> <p><u>当会社の取締役は株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 前項の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第23条 (取締役の選任)</p> <p>(削除)</p> <p><u>取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第20条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>：</p>	<p>第24条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>第21条 (取締役会)</p> <p><u>取締役は取締役会を組織する。</u></p> <p>2. 取締役会は法令または定款に定める事項のほか、会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p>	<p>第25条 (取締役会)</p> <p>(削除)</p> <p>取締役会は法令または定款に定める事項のほか、会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 (取締役会の招集) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第26条 (取締役会の招集) (現行どおり)</p> <p>第27条 (取締役会の決議の省略) <u>当会社は取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。</u></p>
<p>第23条 (議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および出席した監査役が記名捺印する。</p>	<p>第28条 (議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第24条 (取締役会規程) (条文省略)</p>	<p>第29条 (取締役会規程) (現行どおり)</p>
<p>第25条 (代表取締役の選任) 当会社を代表する取締役は取締役会の決議によりこれを定める。</p>	<p>第30条 (代表取締役の選定) 当会社を代表する取締役は取締役会の決議によりこれを選定する。</p>
<p>第26条 (役付取締役の選任) 取締役会はその決議により、取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。</p>	<p>第31条 (役付取締役の選定) 取締役会はその決議により、取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる</p>
<p>第27条 (相談役または顧問) (条文省略)</p>	<p>第32条 (相談役または顧問) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条 (報酬) 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条 (員数) (条文省略)</p> <p>第30条 (監査役の選任) 当会社の監査役は株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第31条 (監査役の任期) 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (条文省略)</p> <p>第32条 (常勤監査役) 監査役はその互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>第33条 (監査役会) (条文省略)</p> <p>第34条 (報酬) 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第33条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（報酬等という。以下同じ。）は株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第34条 (員数) (現行どおり)</p> <p>第35条 (監査役の選任) (削除) 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第36条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (現行どおり)</p> <p>第37条 (常勤監査役) 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>第38条 (監査役会) (現行どおり)</p> <p>第39条 (報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>
第6章 計算	第6章 計算

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第35条 (営業年度および決算期)</u> 当会社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって<u>決算期</u>とする。</p>	<p><u>第40条 (事業年度)</u> 当会社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p><u>第36条 (利益配当金)</u> 利益配当金は毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対しこれを支払う。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第41条 (剰余金の配当)</u> 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第42条 (自己株式の取得)</u> 当会社は取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>(削除)</p>
<p><u>第37条 (中間配当)</u> 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という。以下同じ。）をすることができる。</p>	<p><u>第43条 (配当金の除斥期間)</u> 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。</p>
<p>第38条 (配当金等の除斥期間) 利益配当金および中間配当が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。</p>	

以上